

大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定の一部変更協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）との間において、平成 28 年 3 月 15 日付けで締結した「大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書」（以下「原協定書」という。）について、次のとおり変更する協定を締結する。

第 1 条 原協定書の第 2 条第 1 項第 3 号について、以下のとおり変更する。

使用場所

本館

- 1 階 図書室（床面積 108 m²），牧野文庫西側通路（床面積 46 m²）
- 2 階 映像ホール（床面積 199 m²），アトリエ実習室（床面積 120 m²），体験学習室（床面積 48 m²），和室結網庵（床面積 49 m²），五台山ロビー（床面積 380 m²），ウッドデッキ（軒下部分・半屋外）（床面積 360 m²）

展示館

常設展示室（牧野富太郎の生涯）（床面積 579 m²），常設展示室（植物の世界）（床面積 395 m²），企画展示室ロビー（床面積 71 m²），企画展示室（床面積 183 m²），植物画ギャラリー（床面積 134 m²），カフェ（床面積 124 m²），ウッドデッキ（半屋外）（床面積 519 m²），階段広場（半屋外）（床面積 358 m²）

植物研究交流センター

- 1 階 交流スペース（床面積 60 m²），キッズラボ（60 m²）
- 2 階 ロビー（床面積 46 m²）
- 3 階 救護室（床面積 4 m²），授乳室（2 m²）

2 原協定書の第 2 条第 2 項について、以下のとおり変更する。

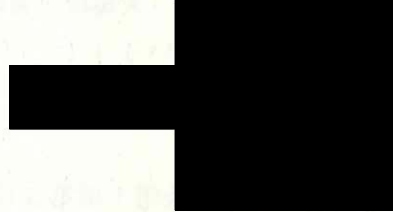
甲は、前項で使用場所として定めのない場所に市民等が立ち入る場合は、乙の許可を得なければならない。ただし、別紙平面図にて「一時的な通行は OK」と示す場所については、この限りでない。

第 2 条 その他の条項については、原協定書のとおりとする。

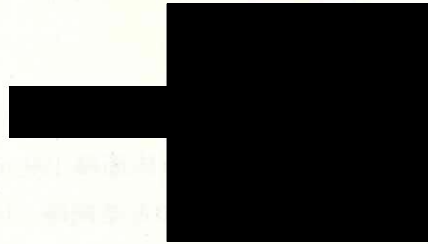
本協定書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年4月30日

甲 高知市
代表者 高知市長



乙 高知県
代表者 高知県知事



大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）は、災害対策基本法に規定する豪雨、洪水、地震、津波等により市内において大規模な被害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）に、乙が所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に、乙の協力を得て、乙の所有する施設を避難所として使用し、地域の居住者、滞在者その他の者（以下「市民等」という。）を受け入れるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所の指定）

第2条 乙は、甲が次に掲げる施設（以下「施設」という。）を大規模災害時における避難所として指定し、使用することを承諾する。

(1) 所在地 高知市五台山 4200-6

(2) 名称 高知県立牧野植物園

(3) 使用場所 本館 1 階 図書室（床面積 108 m²）、牧野文庫西側通路（床面積 46 m²）

本館 2 階 映像ホール（床面積 199 m²）、アトリエ実習室（床面積 120 m²）、体験学習室（床面積 48 m²）、和室結網庵（床面積 49 m²）、五台山ロビー（床面積 380 m²）、ウッドデッキ（軒下部分・半屋外）（床面積 360 m²）

展示館 常設展示室（牧野富太郎の生涯）（床面積 579 m²）、常設展示室（植物の世界）（床面積 395 m²）、企画展示室ロビー（床面積 71 m²）、企画展示室（床面積 183 m²）、植物画ギャラリー（床面積 134 m²）、カフェ（床面積 124 m²）、ウッドデッキ（半屋外）（床面積 519 m²）、階段広場（半屋外）（床面積 358 m²）

2 甲は、前項で使用場所として定めのない場所に市民等が立ち入る場合は、乙の許可を得なければならない。ただし、次の場所については、この限りでない。

給湯室、階段、職員出入口、廊下、トイレ、コインロッカー、空調機械室（本館 1 階）、熱源・空調機械室（本館 1 階）

3 乙は、前二項に掲げる施設の図面を、甲に提供するものとする。

（避難所の周知）

第3条 甲は、前条に掲げる施設を、大規模災害時における避難所として、平常時から市民等に広く周知することができるものとする。

（使用期間）

第4条 甲は、大規模災害発生後から施設を避難所として使用することができる。

2 避難所の使用期間は、市内における被災状況等を勘案して甲乙協議し、決めるものとする。

3 避難所の閉鎖に伴う市民等の退去は、甲の責任において行うものとする。

(避難所の運営管理)

第5条 避難所の運営・管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の運営・管理において、乙は、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 施設の使用料は無料とし、避難所の管理・運営に係る光熱水費等の経費については甲が実費を負担する。

(原状回復義務)

第7条 甲は、避難所の閉鎖を行った後、速やかに施設を原状に回復するものとする。

(変更に関する届出)

第8条 乙は避難所として使用する場所の面積が改築等により増減する場合は、別紙様式を甲に届け出るものとする。

(協定有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙のどちらかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(連絡体制の確認)

第10条 協定の有効期間中においては、毎年5月に甲乙双方の担当者、連絡方法等を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月15日

甲 高知市
代表者 高知市長

乙 高知県
代表者 高知県知事

